

「再生への経営方針、改革集中実施アクション・プラン説明会」主なQ&A

【「再生への経営方針」における要望内容について】

Q：支援の枠組みや新たな議論を要望されていますが、具体的に何を要望しているのですか。

A：原賠法や機構法の見直しをはじめ必要な措置を講ずるとの検討スケジュールが附則に書かれておりますが、現時点では、残念ながら見直しの気配がございません。当社はこれらの法律の下で責任を果たす所存であります。具体的な要望というよりは、国で議論の場を作ってほしいとまずはお願いしているものです。

【公表時期について】

Q：なぜこの時期に公表したのですか。

A：要望を公表した後すぐに回答をいただける性質のものではなく、機を見て何度もお願いしなければならぬ内容であると認識しているため、公表のタイミングに強くこだわったものではございません。新体制となり約4ヵ月が経過し、福島原子力発電所の地元自治体等からご要望を頂いていることや、新しい経営方針を求める社員の思いなどもあり、このタイミングで公表させていただきました。

【総合特別事業計画の目標について】

Q：原子力の稼働や料金の値上げに関する現状を踏まえると、総合特別事業計画の策定時に前提とした事業環境が変化したと認識していますが、2014年度の黒字化と2010年代半ばの社債市場への復帰という目標も変更されるのでしょうか。

A：事故の責任を果たしながら安定供給を進めていくという総合特別事業計画の姿勢を崩すことはなく、その目標も変えたくないと考えております。

【社内カンパニー制について】

Q：社内カンパニー制の導入とありますが、ホールディング（HD）カンパニーの形をとるのでしょうか。

A：HDカンパニー制をとるには、電気事業法の改正が必要であり、時間がかかるものと思われます。まずは社内カンパニーからスタートして、電力システム改革の議論を見据え、将来に備えたいと考えております。

以上